

# 第1章 第6期障がい福祉計画

## 1. 計画のあらまし

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号 令和2年5月19日改正、以下「基本指針」とする）に即し、成果目標を設定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について数値目標を定め、各年度のサービス見込量及びその見込量を確保するための方策を定めるものです。

本町では、第6期障がい福祉計画を、第3期湯梨浜町障がい者計画における基本目標6「障がいのある人に対する地域生活の支援」に関する実施計画と位置付けています。

この計画を作成するにあたり、方向性となるべき基本指針において定められる成果目標は次のとおりです。

### 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

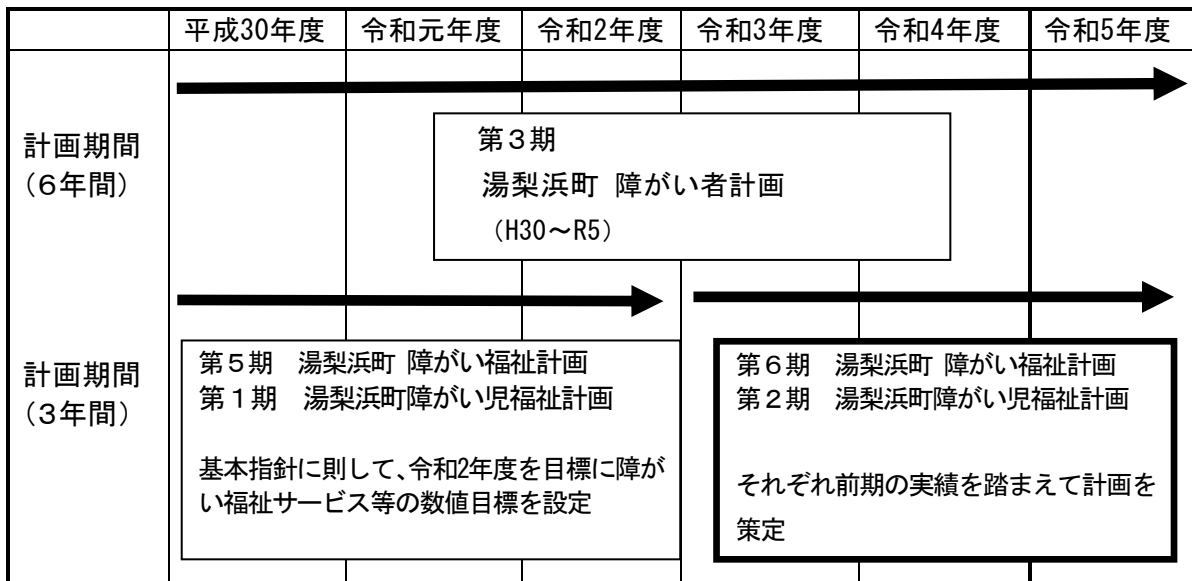
第3期湯梨浜町障がい者計画の基本理念である「共に支え合い笑顔いっぱいのもちづくり」に基づき、障がいの有無や種別にかかわらず、すべての人が生き生きと自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービス及び相談支援の実施、地域生活支援事業等のサービス提供体制を整備し、施設や病院から地域生活へ移行するための支援体制の整備に計画的に取り組みます。

本計画では、第5期障がい福祉計画の各実績を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度のサービス必要量と目標数値を設定します。

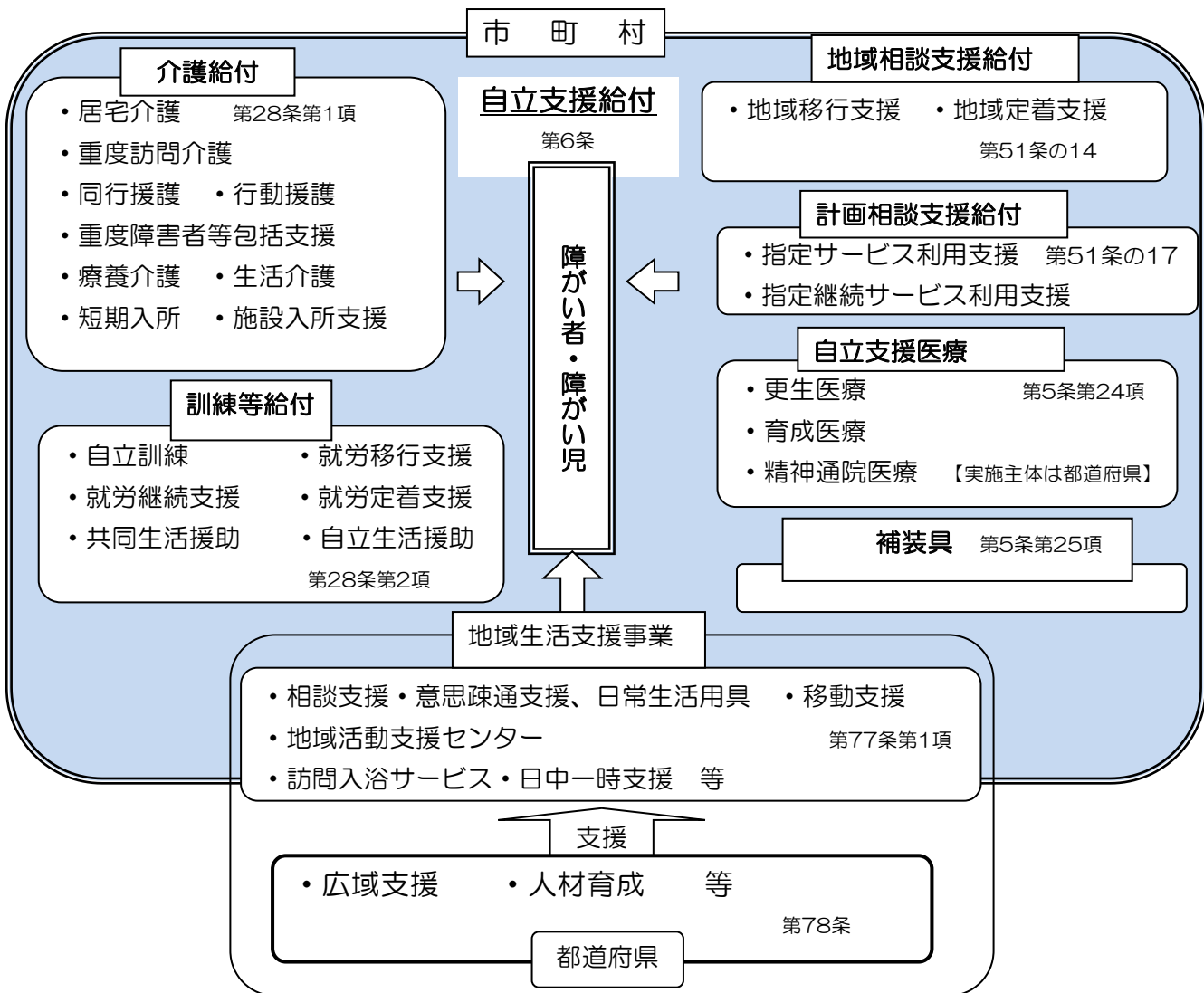
※「障がい」と「障害」の表記について

本町では、障がいの「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞以外はひらがなを使用しているため、各計画において、「障がい」と「障害」の表記が混在しています。

【計画期間の概念図】



総合的な自立支援給付の体系



## 2. 第5期計画の実施状況

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行については、令和2年度末までにグループホーム、自宅等に移行をする人の目標数を3人としていましたが、実績は0人でした。

地域移行を促進するためには、関係機関と連携を密にし地域移行後の支援体制の強化をするとともに、地域住民において障がいに対する一層の理解を推進していく必要があります。

また地域移行が困難な長期入所者については、当事者個々の課題について具体的に精査し、本人にとって最善の支援を図っていく必要があります。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針では、すべての市町村ごとに、長期入院者の地域移行に関し、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置が目標とされています。

高度な専門性や広域での対策が必要であることから、鳥取県精神障がい者地域移行推進会議等との役割検討等を行い、引き続き中部圏域での設置を目指します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

第5期計画に基づき、障がい者の地域生活への移行を進めるため、令和2年度末に地域生活を支援する5つの機能（相談、体験の機会及びその場所、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点を中部圏域内に整備します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労の移行については、一般就労した者を、「一般企業に就職した者及び就労継続支援（A型）事業の利用を開始した者」と定義し、令和2年度末までに3人の一般就労を目標としていたところ、その実績は3人で、目標を達成することができました。

本人の特性を考慮しながら、引き続き就労に必要な知識の習得や能力の向上について支援を行っていく必要がある一方、就労先においては障がいの特性やその支援についての理解を深め、合理的配慮の具体的実践を行っていく必要があります。

### (5) 障害福祉サービス等の利用状況

※令和2年度は実績等から推計した暫定値

#### 訪問系サービス

#### 居宅介護

#### 【第5期計画と実績】

(注)「時間/月」とは1か月あたりの延べ利用時間数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	45	620	49	710	53	820
実績	35	454	40	547	46	672

### 重度訪問介護

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	1	150	1	150	1	150
実績	0	0	0	0	0	0

### 同行援護

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	5	70	5	70	5	70
実績	6	30	6	26	5	15

### 行動援護

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	1	10	1	10	1	10
実績	0	0	0	0	0	0

### 重度障害者等包括支援

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0

訪問系サービスのうち、居宅介護については見込量に対し、利用者数、時間数ともに年々増加しています。障がいのある人の地域での自立した生活を支え

る上で不可欠なサービスであり、障がいのある人個々のニーズに応じたサービスの量の確保を図ることが今後も求められます。

### 日中活動系サービス

#### 生活介護

##### 【第5期計画と実績】

(注) 「人日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	41	808	42	816	43	824
実績	41	773	42	786	39	780

#### 自立訓練（機能訓練）

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	1	22	1	22	1	22
実績	0	0	0	0	0	0

#### 自立訓練（生活訓練）

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	0	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0	0

#### 就労移行支援

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	3	45	4	60	5	75
実績	8	60	6	61	2	20

#### 就労継続支援（A型）

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数	見込量	利用者数	見込量	利用者数	見込量

	(人)	(人日/月)	(人)	(人日/月)	(人)	(人日/月)
見込量	8	164	9	190	10	220
実績	8	155	11	185	8	153

### 就労継続支援（B型）

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	57	1,109	58	1,136	60	1,163
実績	62	951	65	950	62	1,007

### 就労定着支援

#### 第5期計画と実績】

(注) 「人/月」とは1か月当たりの利用者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	0	1	1
実績	0	0	0

### 療養介護

#### 【第5期計画と実績】

(注) 「人/月」とは1か月当たりの利用者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	4	4	4
実績	3	3	4

### 短期入所（福祉型）

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	1	6	1	6	1	6
実績	3	5	7	38	2	13

### 短期入所（医療型）

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
----	--------	-------	-------

	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	3	18	3	18	3	18
実績	2	6	3	10	3	5

現在利用されているサービスは生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型(雇用型)、就労継続支援B型(被雇用型)、療養介護、短期入所です。身辺自立を目指した生活介護については、増加傾向にあります。就労を目指した就労移行支援や就労継続支援については年度によって増減はあるものの、横ばいもしくは減少方向で推移しています。中部圏域には事業所が少ないことから、圏域単位での取り組みが必要です。

### 居住系サービス

#### 自立生活援助

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	0	1	1
実績	0	0	0

#### 共同生活援助

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	20	20	20
実績	25	23	21

#### 施設入所支援

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)	見込量 (人/月)
見込量	28	26	24
実績	30	29	27

共同生活援助については、減少傾向が見られます。また施設入所支援については、国全体で地域生活への移行が求められている中で、減少していることが分かります。

入所待機者も潜在的に存在することから、適切なケアマネジメントに基づき、グループホーム等の対応が困難な真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ることが必要です。

### 相談支援

#### 計画相談支援

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	33	37	38
実績	29	32	33

#### 地域移行支援

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	2	2	2
実績	0	0	0

#### 地域定着支援

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	1	1	1
実績	0	0	0

相談支援については、見込量を上回りかつ増加傾向にあります。現在すべての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者はサービス等利用計画の作成が義務付けられており、また、地域移行支援や地域定着支援についても地域移行を推進していく上でニーズが増大すると見込まれ、相談支援の担い手である事業者の確保と人材育成が喫緊の課題となっています。

## （6）地域生活支援事業の利用状況

### あいサポート運動の普及促進

##### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量	見込量	見込量
見込量	100	100	100



実績	82	50	9
----	----	----	---

### 成年後見制度利用支援

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量	見込量	見込量
見込量	1	1	1
実績	0	0	1

### 手話通訳者・要約筆記者派遣

#### 【第5期計画と実績】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	見込量（人/月）	見込量（人/月）	見込量（人/月）
見込量	12	12	12
実績	8	8	2

### 移動支援

#### 【第5期計画と実績】

（注）「時間/月」とは1か月当たりの延べ利用時間数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 （人）	見込量 （時間/月）	利用者数 （人）	見込量 （時間/月）	利用者数 （人）	見込量 （時間/月）
見込量	25	86	26	88	27	90
実績	37	86	35	92	36	71

### 日中一時支援事業

#### 【第5期計画と実績】

（注）「日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 （人）	見込量 （日/月）	利用者数 （人）	見込量 （日/月）	利用者数 （人）	見込量 （日/月）
見込量						
実績	任意事業につき、活動指標（見込量）の設定なし					

### 日常生活用具給付等事業

#### 【第5期計画と実績】

（注）単位は年間当たりの給付額

種目	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		件数/年（件）	件数/年（件）	件数/年（件）

介護訓練支援用具	見込量	1	1	1
	実績	0	4	3
自立生活支援用具	見込量	7	7	7
	実績	3	0	4
在宅療養支援用具	見込量	6	6	6
	実績	1	3	2
情報・意思疎通支援用具	見込量	7	8	9
	実績	3	4	3
排せつ管理支援用具	見込量	142	145	148
	実績	154	158	160
住宅改修費	見込量	1	1	1
	実績	0	1	1

### 地域活動支援センター事業

#### 【第5期計画と実績】

(注) 「人日/月」とは1か月当たりの延べ利用日数

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	12	180	12	180	12	180
実績	11	142	11	116	8	105

### その他の地域生活支援事業

名 称	現 状
相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部障がい者地域生活支援センターに相談業務を委託し、必要な情報提供等の支援を行い、障がいのある本人あるいは家族が気軽に相談できる支援体制を整備していきます。</li> <li>家族会などとの連携を深めることにより、障がいのある人やその家族間の交流を図っています。</li> <li>地域の障がい福祉において中核的な役割を果たしている中部圏域障がい者地域自立支援協議会では、福祉・就労・教育など障がいのある人の生活を支援するために必要な条件整備を進めながら、関係機関等との広域的な意見調整や情報交換を行い、圏域の地域課題解決に向けて取り組んでいます。</li> </ul>
自動車運転免許取得・改造事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>免許取得事業は平成30年度 3件 300千円、令和元年度 0件 0千円、令和2年度 1件 100千円(見込)の実績です。</li> <li>自動車改造事業は平成30年度 1件200千円、令和元年度 5件799千円、令和2年度 5件783千円(見込)の実績です。</li> </ul>

点字・声の広報等発行  
事業

- 希望者に対し町報と議会だよりを、それぞれテープやデジタル録音したものを配布しています。
- 町立図書館に拡大読書器を設置しています。

### 3. 成果目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末時点における福祉施設入所者を令和元年度末から1.6%以上削減するとともに、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上をグループホームなどの地域生活に移行することを目標とします。

項目	令和元年度末入所者数	目標	備考
施設入所者数	27人	26人	令和5年度末時点の入所者数を令和元年度末時点から1.6%（1名）以上削減
地域生活移行者数		2人	令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上移行

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針では、すべての市町村ごとに、長期入院者の地域移行等に関し、保健、医療、福祉関係者の協議の場を設置することを基本とするとされています。

専門性が高く、人材の確保の面で困難であることから、本町では単独での設置を行わず、現行の鳥取県精神障がい者地域移行推進会議等との役割検討等を行い、中部圏域での設置を目指すこととします。

項目	目標
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	県中部圏域で設置

#### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような多様な支援を切れ間なく提供できるシステムを構築するため、「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制作り」の5つの機能を備えたものです。令和2年度末に中部圏域内の社会資源を共有・活用しながら、いわゆる「面的な体制」により機能の集約等を行う拠点等を整備します。

また、令和5年度末までに拠点等が有する機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとし、その方法については、圏域の市町、町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会等において検討していくこととします。

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた検証及び検討	県中部圏域で年1回以上実施

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

この目標は、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）などの事業を通して、一般就労への移行を促進するものです。国の基本指針では、福祉施設から一般就労への移行等について、下表の項目を目標としています。令和元年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績は2名でした。

項 目	令和元年度 移行者数	目 標	備 考
一般就労移行者	0人	1人	令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援から一般就労移行者数	1人	2人	令和元年度実績の1.3倍以上
就労継続支援A型から一般就労移行者数	0人	1人	令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型から一般就労移行者数	1人	2人	令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業利用者数	0人	1人	令和5年度の一般就労移行者の7割が利用

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備

本成果目標を達成するために必要なサービス見込量等については、第2章「第2期障がい児福祉計画」において、活動指標として設定します。

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するという目標が設定されました。

本町においては、中部圏域で設置している基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）と町との連携を密にし、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の体制の強化を図ります。

項 目	目 標	備 考
総合的・専門的な相談支援の実	実施	中部圏域（基幹相談支援センター）

施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保		
---------------------------	--	--

**(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**

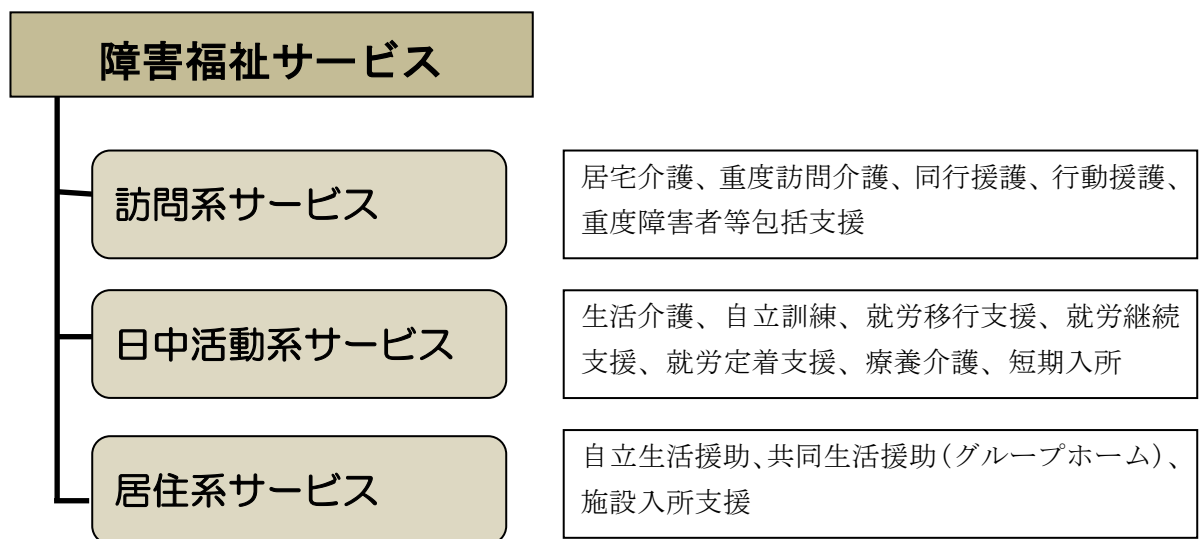
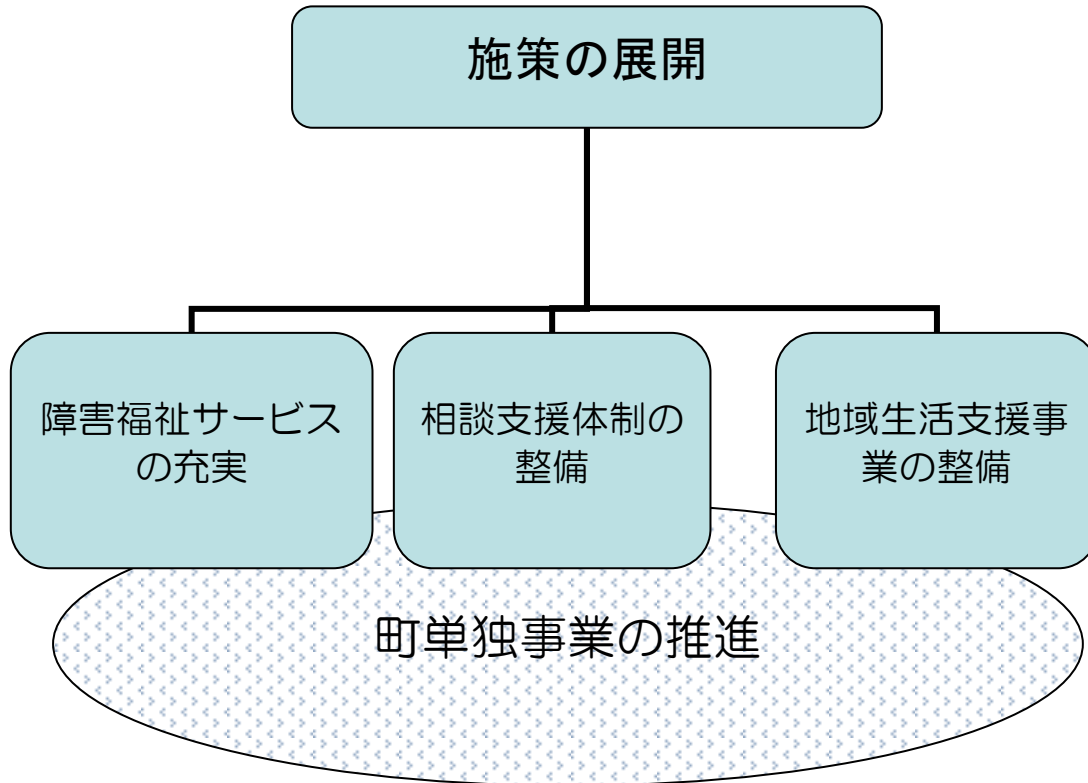
国の基本指針では、令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築するという目標が設定されました。

本町においては、基幹相談支援センター（中部障がい者地域生活支援センター）や中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい福祉担当者会等での研修や協議を継続し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援の質の向上を図ります。

項目	目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を構築	実施	中部圏域障がい者地域自立支援協議会、中部圏域市町障がい福祉担当者会等で協議

#### 4. 活動指標と施策

3で掲げた成果目標を達成するために、必要なサービスの見込量等を活動指標として定めるとともに、第5期障がい福祉計画での達成状況及び昨今の福祉動向を踏まえて、以下の施策を展開し、推進を図ります。



## 相談支援

相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

## 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業

あいサポート運動の普及促進

自発的活動支援事業

当事者会、家族会の運営支援

相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業、相談員支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用にあたっての費用助成

成年後見制度法人後見支援事業

中部成年後見支援センターミットレーベンに事業委託

意思疎通支援事業

点訳・朗読奉仕員養成研修事業、手話通訳者派遣事業、中部圏域聴覚障がい者生活支援事業

日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具の給付

手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成委託事業

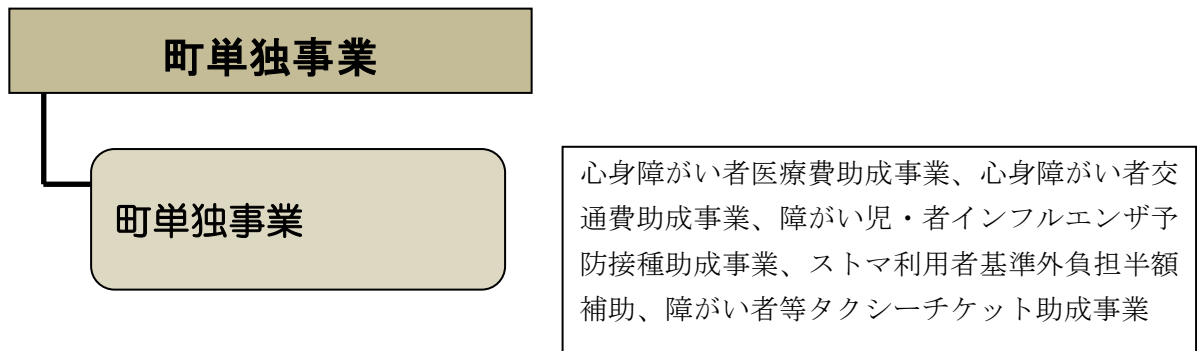
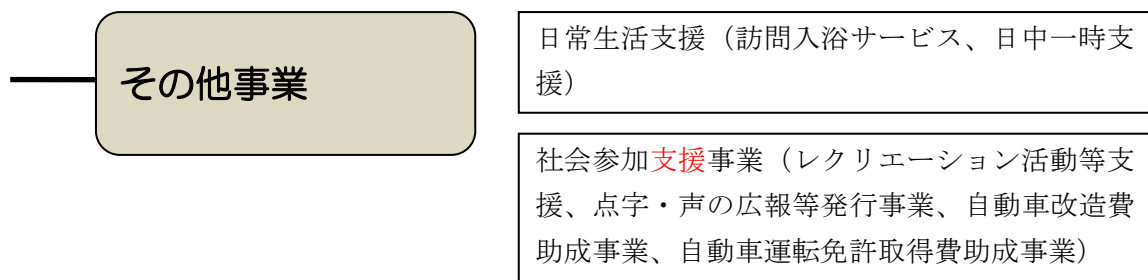
移動支援事業

ガイドヘルパー等派遣

地域活動支援センター事業

創作活動または生産活動の機会提供、社会交流の促進を目的とした地域活動支援センター（みんなの家）の事業支援





## (1) 障害福祉サービスの充実

### ① 訪問系サービス

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

名称	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障がい者に長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行介護	移動が著しく困難な視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の提供などを行います。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある人に見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要性が著しく高い人に対し、サービス等利用計画等に基づき、複数の利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

### 【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	50	52	54	人/月
	680	710	740	時間/月
重度訪問介護	1	1	1	人/月
	150	150	150	時間/月
同行援護	6	6	6	人/月
	70	70	70	時間/月
行動援護	1	1	1	人/月
	10	10	10	時間/月
重度障害者等 包括支援	0	0	0	人/月
	0	0	0	時間/月

### 【見込量を確保するための方策】

- 増加が見込まれる訪問系サービスについては、見込量を確保するため、ヘルパー等の担い手育成、サービスを提供する事業所の確保が必要です。サービス管理責任者研修などの研修の情報を積極的に発信していきます。また、サービスを提供する事業所の確保については、県と連携の上、介護保険制度におけるサービス提供事業者へ新規参入を働きかけていきます。
- 行政、事業所、当事者団体などから構成される中部圏域障がい者地域自立支援協議会のサービス別部会において、事業者相互の連携を支援し、情報共有やニーズ集約を図っていきます。
- 障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために、あいサポート運動の推進など、地域住民の障がい理解の普及促進を図り、町障がい関係団体などと連携しながら地域の福祉力を生かした新たな介護力の創出を目指します。

### ② 日中活動系サービス

主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスを行います。

名称	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護を行い、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。一定の支援が必要な身体障がい者又は難病患者に対しては機能訓練、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対しては生活訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会提供を通じて、就労に必要な知識や能力

	の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。A型（雇成型）とB型（被雇成型）があります。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な人に、病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで介護ができない場合に施設へ短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。病院、診療所、介護老人保健施設で実施される「医療型」と障がい者支援施設等で実施される「福祉型」があります。

### 【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数」で算出されるサービス量

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	43	44	45	人/月
	800	820	840	人日分/月
自立訓練 (機能訓練)	1	1	1	人/月
	22	22	22	人日分/月
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	人/月
	0	0	0	人日分/月
就労移行支援	6	7	8	人/月
	50	60	70	人日分/月
就労継続支援 (A型)	11	12	13	人/月
	160	175	190	人日分/月
就労継続支援 (B型)	62	64	66	人/月
	1,150	1,170	1,190	人日分/月
就労定着支援	0	1	1	人/月
療養介護	4	4	4	人/月
短期入所 (医療型)	3	3	3	人/月
	18	18	18	人日分/月
短期入所 (福祉型)	3	3	3	人/月
	10	10	10	人日分/月

### 【見込量を確保するための方策】

- 日中活動系サービスは、身辺自立や就労などを目指した訓練や地域における社会参加を保障する場として不可欠であり、本町では特別支援学校を卒業した人や入所施設や病院から地域生活に移行した人、またひきこもりがちの人などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 就労支援事業の健全運営のためには、安定した需給体制の確立が求められています。障害者優先調達推進法に基づき、町が率先して発注の拡充を行い、また受注拡大のための体制づくりの推進など、質と量の充実を図ります。
- 障がいのある人の社会参加を促進する上で、就労先の障がいへの理解を更に深めていく必要があります。就労を定着させるためには、障がい特性の理解だけでなく、具体的な合理的配慮の方法についても検討し、職場環境の整備をしていかなければなりません。本町では人権教育推進協議会（事業部会）の場において、一層の啓発を行っていきます。
- 特別支援学校から就労移行支援サービスへの移行については、学校、行政などの関係機関の連携は進んできています。  
一方で、入所や入院している人の移行については、個別の相談支援の中で最終的には就労に結びつくような的確なケアマネジメントを行っていく必要があります。ケアマネージャー等の資質の向上を図るために、引き続き各種研修などの情報発信を行っていきます。
- 短期入所は、現時点では件数は多くありませんが、家族の介護負担軽減、レスパイトケアの浸透など、住民意識の変化、介護者の高齢化などで今後ニーズは高まっていくと思われます。

### ③ 居住系サービス

主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供するサービスをいいます。

名称	サービスの内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回相談や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、相談・助言等を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄または食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日において、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

### 【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	1	1	1	人/月
共同生活援助	20	20	20	人/月
施設入所支援	27	26	26	人/月

### 【見込量を確保するための方策】

- 施設入所者や入院中の精神障がい者の地域移行の受け皿として、さらには保護者の高齢化による家族介護力の低下などを原因として、共同生活援助への需要は今後も高まっていくと見込まれます。また知的障がい者はケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者は単身生活に向けた一過性の利用が多くなっており、共同生活を好まず単身生活を望む場合もあるなど、特性に応じてニーズは変わってきます。こういった背景を踏まえて、今後の整備を検討していく必要があります。
- 中部圏域では、中部障がい者地域生活支援センターにおいて、居住サポート事業を実施しており、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行っています。個別案件に対して相談対応を行うとともに、将来を見据えた上でグループホームの整備促進や公営住宅等の社会資源の活用など、多様なニーズに対応した居住の場の確保を推進していきます。
- また、真に施設入所が必要な人も相当数いることから、適切なケアマネジメントにより施設待機が解消されるよう、圏域全体で関係団体と連携の上、取り組みを進めていきます。

### （2）相談支援の整備

相談支援も障害福祉サービスの一つですが、すべてのサービスの基礎となる重要なサービスのため、障害福祉サービスから独立して記述します。

事業内容としては、障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

名称	サービスの内容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

地域相談支援	地域移行支援	入所施設や精神科病院に入所・入院している人に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談や援助などを行います。
	地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、障がいが原因で生じた緊急事態において必要な支援を行います。

### 【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	34	36	38	人/月
地域移行支援	2	2	2	人/月
地域定着支援	1	1	1	人/月

### 【見込量を確保するための方策】

- 相談支援は、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための基礎となる事業であるため、サービスの質と量を担保することが重要です。
- 計画相談支援は、すべての対象者のサービス等利用計画作成を完了しましたが、今後もニーズの増大が見込まれるため、事業所の確保は必要です。今後も県及び圏域と連携の上、新規事業所の参入を促進していきます。
- 中部圏域障がい者地域自立支援協議会の課題別部会の中で、相談支援の手法や支援技術の向上を図っていきます。また、サービスの中で出た問題について集約し、解決方法についての統一見解を共有することで、事業所間で供給するサービスに差異がないようにしていきます。

町が把握した課題については、運営会議や全体会において提起し、課題解決に向けて協議会が一体となって検討をしていきます。

### （3）地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として義務付けられています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

なお、地域生活支援事業は地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

活動指標（見込量）については、事業実施していく上で数値化できる事業のみ設定することとします。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるため、地域住民に対して行う研修・啓発事業です。

名称	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常・社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去し、地域社会で共生していくための啓発を行います。本町では、県全体で取り組んでいる「あいサポート運動」の普及促進を実施します。

【事業の活動指標（見込量）】

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
あいサポート運動の普及促進	100	100	100	あいサポーターになった住民数

- あいサポート運動については、引き続き、地域、学校、事業所などを対象に実施していき、障がいに対する理解を深めていきます。
- 平成29年9月に施行されたあいサポート条例において、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるヘルプマークを導入し、着用している人に対して県民や事業者は必要な支援を行うこととなりました。今後は、ヘルプマークの普及促進も図っていきます。
- また、障害者差別解消法の施行、障害者法定雇用率の引き上げなどで事業所においても障がいがある従業員への配慮や環境整備が求められています。町人権教育推進協議会と連携しながら、具体的な合理的配慮の方法など、実践に即した研修を行っていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

名称	事業の内容
自発的活動支援事業	当事者会、家族会の運営支援を行い、地域における自発的な取り組みを促進します。

- 当事者会、家族会の運営支援を、引き続き行っていきます。また地域住民等による地域における自発的な取り組みの推進にあたっては、民生児童委員や愛

の輪協力員、福祉推進委員などの地域福祉関係団体と協働して、障がいのある人の地域における見守り活動の推進を図るとともに、社会福祉協議会が取り組んでいるボランティア養成事業の後方支援を行っていきます。

### ③ 相談支援事業

障がいのある人本人や障がいのある子どもの保護者、介護者などの相談に応じ、一般的な相談支援を行うものです。本町を含む中部圏域5市町は、中部障がい者地域生活支援センターに共同委託を行っています。

名称	事業の内容
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能事業	障がいのある人に対して、総合的、専門的な相談支援を実施するほか、地域の相談支援体制の強化や地域移行、地域定着の促進、権利擁護、虐待の防止などを推進し、地域における相談の中核的な役割を担います。中部圏域では中部障がい者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけています。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行っています。

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に際して、申立てに要する費用や後見人等の報酬を助成する事業です。

名称	事業の内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる身寄りのない障がいのある人に対し、登記手数料、鑑定費用等の申立てに要する経費及び後見人の報酬の一部を助成します。

### 【事業の活動指標(見込量)】

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度利用事業	1	1	1	見込者数

- 成年後見制度については、後見人等の担い手不足や支援体制が確立できていないことが課題として挙げられます。障がいのある人だけでなく、高齢者に対



するニーズも大きいため、地域包括支援センターと連携しながら、必要な人が制度を利用できるように制度周知を行っていきます。

- また、中部障がい者地域生活支援センター、中部成年後見支援センター「ミットレーベン」等との迅速で有機的な連携が必要です。

### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度を行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用や育成を含めた法人後見の活動を支援します。

名称	事業の内容
成年後見制度法人後見支援制度	本町を含む中部圏域1市4町は、中部成年後見支援センター「ミットレーベン」に事業を共同委託しています。

- 制度の対象者に、確実な制度利用につなげられるよう、ミットレーベン、地域包括支援センター（高齢者部門）との連携を強化していきます。

### ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、障がいのある人とその他の者を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

名称	事業の内容
手話通訳者派遣事業	意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者が、医療機関受診、会議、研修会に出向く際に、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字におこして伝える要約筆記者の派遣を行います。

### 【事業の活動指標（見込量）】

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	12	12	12	人/月

- 本事業については、本町を含む1市4町は鳥取県聴覚障害者協会に共同委託しています。
- 本町では鳥取県手話言語条例の趣旨の下、平成30年度より町が主催する各種イベントについて、手話通訳者を設置する方針を確認しています。

### ⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担額は市町村が決定します。

名称	事業の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等の障がい者等の排泄管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

### 【事業の活動指標(見込量)】

種目	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護訓練支援用具	2	2	2	件数/年
自立生活支援用具	3	3	3	
在宅療養支援用具	3	3	3	
情報・意思疎通支援用具	4	5	6	
排泄管理支援用具	162	165	168	
住宅改修費	1	1	1	

- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。また、適正な給付が受けられるよう、必要な予算確保に努めます。

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

名称	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	日常生活を営むのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

- 本町では、鳥取県聴覚障害者協会に事業委託をしています。手話奉仕員の確保のため、町職員、住民に養成研修講座の案内を積極的に発信していきます。

### ⑨ 移動支援事業

移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うものです。

名称	事業の内容
移動支援事業	外出するのが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のため、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

**【事業の活動指標(見込量)】**

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)	利用者数 (人)	見込量 (時間/月)
見込量	35	90	36	92	37	94

**【見込量を確保するための方策】**

- 見込量の確保を図ることはもとより、他事業の活用も検討していきます。

**⑩ 地域活動支援センター事業**

障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流促進等の便宜を供与します。

**【事業の活動指標(見込量)】**

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)	利用者数 (人)	見込量 (人日/月)
見込量	12	180	12	180	12	180

**【見込量を確保するための方策】**

- 本町では、社会福祉協議会が運営している地域活動支援センター「みんなの家」を事業所指定しています。創作的活動、生産活動の場としてはもちろん、憩いの場や集いの場、ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の場として機能しています。しかし、利用者の高齢化による介護保険制度への移行や新規利用の減により利用者が減少しているのが現状ですが、障がい特性から他の就労支援事業所や生活介護事業所への移行が困難となっています。
- 今後も地域活動支援センターの役割を積極的に活かしていくために、事業者への支援を継続します。また、安定した事業運営を図るための予算確保に努めます。

**⑪ 日常生活支援**

障がいのある人が自立した日常生活を営むために、以下の事業を実施します。本事業は任意事業であるため、活動指標（見込量）は設定しません。

名称	事業の内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
日中一時支援	障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ります。

- 本事業は、地域の事情や利用者の特性に応じて、柔軟に対応して実施する事業であり、在宅の障がいのある人やその家族等の生活の質の向上に寄与しています。  
特に、日中一時支援事業は、障がいのある人の余暇活動の充実やその家族の日常介護の負担軽減と心身のリフレッシュに寄与し、年々ニーズが高まっています。
- 今後も、障がいのある人、家族等のニーズを把握し、必要な人に確実にサービスを届けることができるよう制度の周知に努めていきます。

#### ⑫ 社会参加促進事業

障がいのある人が、趣味や余暇を通じて、生活を豊かにし、社会参加を促進するために事業を展開していきます。

本事業は任意事業であるため、活動指標（見込量）は設定しません。

名称	事業の内容
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等の方法により、自治体の広報や福祉情報などを定期的に提供します。本町では社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館に委託して、町報と議会だよりをテープに録音またはデージー図書にして対象者に送付しています。
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。本町を含む中部圏域1市4町は、社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館に事業を共同委託しています。
自動車改造費助成事業	身体に障がいのある人が社会活動や就労等において、自家用車を改造する際、その費用を助成するものです。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、新たに運転免許を取得する際の費用を助成するものです。

- 視覚に障がいのある人が、地域生活をする上で必要度の高い町行政などの情報提供を、今後も実施していきます。

- 社会参加に必要な自動車の改造や運転免許取得に対し助成を行うことで、障がいによるQOLの低下を防ぐ取り組みを行います。

#### (4) 町単独事業の推進

障がいのある人のニーズに応じ、その地域生活を支援するため、本町では以下の事業を展開しています。今後もニーズの多様化や時代の変化に応じて、柔軟に事業の見直しを行い、障がいのある人の地域生活での自立を図ります。

名称	事業の内容
心身障がい者医療費助成事業	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2級所持者に対し、保険診療医療費の自己負担額の1/2を負担し、健康の保持と生活の安定を図ります。
心身障がい者交通費助成事業	腎臓機能障がい者の人工透析のための通院や精神疾患患者の通院や知的、精神障がい者等の作業所への通所に対し、交通費の1/2を助成し、生活の安定を図ります。
障がい児・者インフルエンザ予防接種助成事業	重度の障がい児・障がい者に対し、インフルエンザ予防接種費の一部を助成します。費用の一部を助成することで接種率を高め、インフルエンザの発症を防ぎ、発症した際の重症化を予防します。
ストマ利用者基準外負担半額補助	ストマ用装具について、基準額を超えた金額についてかかった費用の半額を助成します。
障がい者等タクシーチケット助成事業	運転免許のない重度障がい者の日常生活の利便と社会参加の促進のため、タクシー料金の一部を助成します。

#### (5) その他の見込量について

##### ① 発達障害者等に対する支援

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	4	4	4	人/年
ペアレントメンターの人数	3	3	3	人/年
ピアサポートの活動への参加人数	7	7	7	回/年

##### ② 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12	12	12	人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	回/年

③ 相談支援体制の充実・強化のための取組

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20	20	20	件/年
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	5	5	件/年
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	15	15	15	回/年

④ 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

事業	見込量			単位
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	3	3	3	人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1	1	1	回/年